事　務　連　絡
令和７年４月24日

別記団体　御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴団体会員へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本通達では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和６年３月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を案内しています。

・他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
・申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
・反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として１年以上とすることで全国的に統一
・医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化　等

（別記）
公益社団法人　日本歯科医師会
公益社団法人　日本薬剤師会
公益社団法人　全日本病院協会
一般社団法人　日本慢性期医療協会
一般社団法人　全国在宅療養支援医協会
一般社団法人　日本医療法人協会
一般社団法人　日本社会医療法人協議会
公益社団法人　全国自治体病院協議会
公益社団法人　日本精神科病院協会
一般社団法人　日本病院会
一般社団法人　国立大学附属病院長会議
一般社団法人　日本私立医科大学協会
一般社団法人　全国公私病院連盟
独立行政法人　国立病院機構
独立行政法人　地域医療機能推進機構
独立行政法人　労働者健康安全機構
社会福祉法人　北海道社会事業協会
社会福祉法人　恩賜財団済生会
日本赤十字社
国家公務員共済組合連合会
一般社団法人　全国社会保険協会連合会
一般財団法人　厚生年金事業振興団
一般社団法人　地方公務員共済組合協議会
全国厚生農業協同組合連合会
健康保険組合連合会
国立健康危機管理研究機構
国立研究開発法人　国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人　国立がん研究センター
国立研究開発法人　国立長寿医療研究センター
国立研究開発法人　国立成育医療研究センター
国立研究開発法人　国立循環器病研究センター
日本医学会
特定非営利活動法人　日本法医学会
一般社団法人　日本プライマリ・ケア連合学会
一般社団法人　日本在宅医療連合学会
一般社団法人　日本病院総合診療医学会
公益社団法人　日本医学放射線学会
公益財団法人　日本眼科学会
一般社団法人　日本形成外科学会
一般社団法人　日本外科学会
公益社団法人　日本産科婦人科学会

公益社団法人　日本小児科学会
一般社団法人　日本耳鼻咽喉科学会
公益社団法人　日本整形外科学会
公益社団法人　日本精神神経学会
一般社団法人　日本内科学会
一般社団法人　日本脳神経外科学会
一般社団法人　日本泌尿器科学会
公益社団法人　日本皮膚科学会
一般社団法人　日本病理学会
公益社団法人　日本麻酔科学会
一般社団法人　日本臨床検査医学会
一般社団法人　日本救急医学会
公益社団法人　日本リハビリテーション医学会
一般社団法人　日本看護系学会協議会
公益社団法人　日本栄養士会
一般社団法人　日本循環器学会
一般社団法人　日本心不全学会
公益社団法人　日本看護協会
公益財団法人　日本訪問看護財団
一般社団法人　日本精神科看護協会
一般社団法人　全国訪問看護事業協会
公益社団法人　日本助産師会
公益社団法人　日本認知症グループホーム協会
全国グループホーム団体連合会
民間介護事業推進委員会
一般社団法人　全国介護事業者連盟
一般財団法人　長寿社会開発センター
一般社団法人　全国定期巡回・随時対応型訪問介護看護協議会
特定非営利活動法人　全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会
日本介護クラフトユニオン(NCCU)
公益社団法人　全国老人保健施設協会
一般社団法人　全国デイ・ケア協会
一般社団法人　日本訪問リハビリテーション協会
一般社団法人　日本リハビリテーション病院・施設協会
一般社団法人　日本言語聴覚士協会
一般社団法人　日本作業療法士協会
公益社団法人　日本理学療法士協会

令 和 ７ 年 ４ 月 １ ４ 日
警 察 庁 丁 規 発 第 ８ ９ 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長
厚 生 労 働 省 医 政 局 看 護 課 長
厚生労働省老健局老人保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
殿

警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

訪問看護等に使用する車両等に係る駐車許可等に関する周知について（依頼）

訪問看護、訪問診療等（以下「訪問看護等」という。）に使用する車両に係る駐車許可及び駐車規制からの除外措置（以下「駐車許可等」という。）については、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和６年３月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づき運用していたところですが、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和６年６月21日閣議決定）も踏まえつつ、駐車許可等に関する運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和７年３月31日付け警察庁丙規発第７号ほか）等の新たな３本の通達を発出したところです。

ついては、これらの通達の内容等の周知を図るため、別紙により、貴課関係の医療・介護関係機関・団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

【別紙】

令　和　７　年　４　月
警察庁交通局交通規制課

駐車許可及び駐車規制からの除外措置についての御案内

警察庁では、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和７年３月31日付け警察庁丙規発第７号ほか）等の通達（別添１～３）を都道府県警察に対して発出しました。

これらの通達では、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和６年３月22日付け警察庁丁規発第37号）等に基づく従来の運用を基本的に継続しつつ、以下の点を規定しました。

○　他の駐車可能な場所の有無を考慮する範囲を「おおむね100メートル以内に全国的に統一するほか、通学路やバス路線ではないかといった、審査において留意すべき事項を明確化するなど、許可要件の明確化等
○　申請書及び添付書類を含め、申請手続に係る運用を全国的に統一
○　反復継続的な用務に係る許可証の有効期間は、原則として１年以上とすることで全国的に統一
○　医師の指示を受けた看護師等や、助産師が患者宅等を緊急訪問するための車両が駐車規制からの除外措置の対象となり得ることの明確化
○　許可証等の不正使用事案には、積極的な検挙、許可取消や車両の使用制限命令の検討等、厳正に対処

今後、これらの通達に基づき、各都道府県警察において公安委員会規則の改正等を行っていくこととなるところ、本年７月１日までにそうした作業を終えるように指導しているところです。

新たな運用の開始時期については、各都道府県警察に問い合わせていただくとともに、特に、新たな運用の開始直後や、許可申請場所が相当数に上る場合には、通常よりも審査等に時間を要する可能性があることから、警察署への事前相談や申請は、時間的余裕をもって行っていただきますようお願いいたします。

なお、駐車許可は、地域の交通実態等に応じて行っているものであり、申請しても必ずしも許可されるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問い合わせください。

【別添１】

原議保存期間	10年(令和17年３月31日まで)
有効期間	一種(令和12年３月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第７号、丙交指発第16号
令和７年３月31日
警察庁交通局長

駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）

近年、いわゆる「物流2024問題」を背景に、業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車需要に対応する必要性が大きく高まる中、周辺の交通の安全と円滑への影響を最小限としつつも、こうした駐車需要にきめ細かく対応することが求められているほか、引き続き、訪問看護等に係る駐車需要へも適切に対応していく必要があるところ、先般閣議決定された規制改革実施計画（令和６年６月21日閣議決定）にも、物流・医療をはじめとする、社会的に重要なインフラを担う事業者の駐車需要に対応するための駐車規制の在り方に関する内容が盛り込まれたところである（別添参照）。

各位にあっては、駐車許可及び駐車規制からの除外措置に関し、必要な交通の安全と円滑を確保するため、個々の現場の実情を勘案する必要があることに留意しつつも、運用の統一を図るほか、関係手続等の合理化及び簡素化を推進するため、下記のとおり運用を見直すこととされたい。

なお、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しについて」（平成19年２月６日付け警察庁丙規発第５号ほか）は廃止する。

記

１　駐車許可制度の趣旨を踏まえた適切な審査の徹底について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条第１項ただし書の規定に基づく駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分（法第44条の停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び第45条第２項の無余地となる場所を除く。）に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該事情への配慮の必要性と駐車規制の必要性とを比較衡量して前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。したがって、駐車許可の申請があった場合には、駐車の日時、場所、用務その他当該場所に駐車せざるを得ない特別の事情について適切な審査を行い、駐車許可の対象を特定の用務に限定することのないようするとともに、当該規制の必要性と駐車の必要性を具体的に比較衡量して駐車許可の可否を判断するよう徹底されたい。

なお、駐車が道路使用行為の一部を構成する場合には、道路使用許可の手続によるべきことに留意すること。

２　駐車規制からの除外措置の対象範囲について

法第４条第２項の規定に基づき、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が公安委員会規則等によって駐車規制から除外する措置の対象とする車両は、次に掲げる範囲のものに整理すること。また、下記(1)及び(2)に掲げる車両のうち外形上

当該用務に使用中であることを明らかにする必要のあるもの及び下記(3)に掲げる車両については、駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を交付することとして、除外標章が掲出され、かつ、除外標章に係る用務に使用中である場合に限り駐車規制の対象から除外することとすること。

(1)　緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの及び当該用務の客体であってこれら車両と一体と認めるべきもの

(2)　道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもの

(3)　身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両及び患者輸送車その他専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であってその輸送に使用中のもの

3　都道府県公安委員会規則等の規定の整備等

(1)　許可要件や手続について

駐車許可の要件及び駐車規制からの除外措置の対象や、駐車許可証及び除外標章（以下「駐車許可証等」という。）の申請時、再交付申請時及び記載事項の変更時の手続における申請書及び届出書並びに添付書類については、複数都道府県において申請する者の利便性・効率性や、警察内部における業務効率化の観点から、より合理的かつ簡素なものとなるよう、公安委員会規則等の規定の整備等を行うこと。

(2)　駐車許可証等の不正使用事案等への対処

駐車許可証等の不正使用事案等の違法行為については、国民の間に著しい不公平感を生じさせかねないことを踏まえ、目的外使用の禁止、不正に使用した場合における返納等の措置に係る公安委員会規則等の規定を整備すること。また、平素より駐車監視員との連携を強化するなどしてこの種事案の端緒把握に努め、これを認知した場合は、積極的に、検挙措置を図るとともに、使用者責任を追及するなど、厳正に対処すること。

(3)　その他

法第４条第２項の規定に基づき公安委員会が公安委員会規則等によって通行禁止規制その他の駐車規制以外の規制の対象から除外する措置の対象とする車両についても、２に準じて整理すること。

4　駐車施設の整備等の働き掛け

規制改革実施計画においては、駐車需要に対応した駐車施設の確保を図るため、標準駐車場条例（令和２年９月７日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととすることも盛り込まれたところである。

そのため、駐車規制の見直しと併せて、地方公共団体等に対し、路外駐車場の整備、駐車施設の附置に係る条例の整備（見直しを含む。）、共同住宅の敷地内における貨物集配中の車両の駐車場所の確保等について働き掛けること。

なお、本項については、国土交通省都市局と協議済みである。

II　実施事項

１．革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

(2)　物流

４　「業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方」

		を発揮し、同一の時間帯・エリアで同時に複数のドローンが飛行可能となるよう、許可等申請や飛行計画通報におけるドローンの運航管理システム（ＵＴＭ）の活用等の方策について検討を進める。		
3	物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し	a　国土交通省は、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化や物資の安定輸送を実現する観点から、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）に基づき設置が必要とされる運行記録計について、①クラウド上のみでの車両運行データ保存（通信不能時の車両運行データが機器内で記録できる場合に限る。）、②Ｗｉ－Ｆｉ等の通信を活用した車両運行データ出力（送信）、③走行速度や走行距離といった情報取得時の車速パルス以外の信号利用を可能とするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）について所要の改正を行う。 b　国土交通省は、運行記録計を車両に必置とする貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第 22 号）第９条の規制について、自動運転を早期に社会実装する観点から、事業用自動運転車の車体や関連システムで運行記録データ（速度・時間・距離）を容易に取得できる場合には、別途、運行記録計の設置を不要とすることを検討する。 c　国土交通省は、物流に関わる事業者の、共同輸配送を始めとした物流効率化を推進する観点から、運送計画情報や運送能力情報、入出庫情報等物流に関わる情報項目の定義やデータ型の標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」を事業者が活用するに当たっての課題を調査するとともに、事業者におけるガイドラインの導入方法や導入事例を分かりやすく示した利用手引を新たに作成・発信する。	a, c：措置済み b：令和５年度検討開始、令和６年結論・措置	国土交通省
4	業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方	a　警察庁は、道路交通法第 45 条第１項に基づく警察署長に対する駐車許可の申請手続について、警察署によって必要書類にばらつきがあり、また、一駐車ごとに申請が必要となり手続コストが大きいといった指摘があることを踏まえ、申請者の利便性を向上させる観点から、手続の簡素化、デジタル化を図ることとし、次の①～④の措置を講ずる。 ①全ての申請者に対し、それが初回申請か過去に許可を受けた申請であるかを問わず、オンラインによる申請を可能とするとともに、オンラインでの許可証の受取を可能	a：（①）令和６年度検討、令和７年度措置、（②・③）令和６年度検討・結論、都道府県警察に通知、（④）可能な限り速やかに検討を開始し、令和６年度措置 b, d, e, g：可能な限り速やかに検討	a～f：警察庁 g：国土交通省

		とする。 ②申請時の必要書類について、警察署における運用実態を調査の上、全国統一の必要書類を決定し、それに従い規定を整備するよう都道府県警察を指導する。その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請にあっては、当該必要書類のうち、その内容に変更がある書類のみに限ることとする。 ③許可の有効期間は、訪問診療、貨物集配等、反復継続的な用務に使用する車両については、原則１年以上（許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合を除く。）とする方向で検討し、検討結果を都道府県警察に周知徹底する。 ④申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を、書面・オンライン申請問わず一の警察署で一括して行うよう、都道府県警察を指導する。その際も、申請期限につき、原則として、駐車を希望する日の１週間前まで受付を可能とする。 b　警察庁は、駐車許可申請を受け付ける警察署において、申請用途が貨物車の貨物集配である場合に、申請の受付自体に消極的であるとの事業者の指摘があることを踏まえ、都道府県警察に対して、警察署の現場における円滑な申請の受付を指導するとともに、貨物集配が駐車許可の対象となり得ることを警察庁及び都道府県警察のＨＰ等に明示する。 また、警察庁は、 ①駐車日時・場所について、訪問診療等と同様に、日時の柔軟な指定や、一申請における複数の場所の指定を要する場合 ②用務先からおおむね100ｍ以内に駐車場があったとしても、例えば、車幅が駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重さに上限が設けられている場合、駐車場が混雑し空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合など実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合 についても、駐車許可の対象としてほしいという事業者の要望を踏まえ、①及び②について同様に、駐車許可の対象となり得ることを警察庁及び都道府県警察のＨＰ等に明示するとともに、都道府県警察に対して、現場警察署における円滑な申請の受付を指導する。 あわせて、警察庁は、警察署において、道路交通法第 77 条における道路使用許可との混同が見られるとの事業者の指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、その制度・運用の異同を明確化し警察署における円滑な対応を徹	を開始し、令和６年度措置 c：令和６年度検討、結論を得次第速やかに措置 f：令和６年度検討・結論、都道府県警察に通知	

		底する。 c　警察庁は、申請に対する警察署長の許可について、都道府県又は都道府県内の地域ごとにばらつきがあるとの事業者からの指摘を踏まえ、交通量等の個々の現場の実情を勘案する必要があることには留意しつつも、事業者の利便を図る観点からも、統一的な判断の枠組みを制定し、公表するとともに、都道府県警察に周知徹底する。 d　警察庁は、訪問診療等の用に供する車両に対する駐車許可に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和６年３月 22 日警察庁交通局交通規制課長通達）に基づき、駐車日時については、「訪問診療等事業所の業務時間内（例：９時から 17 時までの間）及び緊急訪問時」とし、また、駐車場所については、申請に係る訪問先を特定した上で、「訪問先付近」とするといった柔軟な運用が望ましい旨その他当該通達の内容の遵守を都道府県警察本部を通じて現場警察署に徹底させる。 e　警察庁は、a～d までの措置について、これまで累次にわたって発出された通達が現場警察署に徹底されていないという事業者からの指摘を踏まえ、その実効性を担保すべく、関係事業者団体に対し、令和６年度は半年に１度程度、それ以降は当面の間、年に１度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともにＨＰ等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する。 f　警察庁は、道路交通法第４条第２項及び各都道府県公安委員会規則に基づく駐車禁止除外標章について、①保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び②助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うための車両がその対象となり得ることを明確化し、都道府県警察を指導する。あわせて、各都道府県公安委員会規則により定められる駐車禁止除外標章の申請手続について、ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和５年６月１日規制改革推進会議決定）に即して、都道府県ごとに異なる申請様式を統一する方向で検討し必要な措置を講ずる。 g　国土交通省は、平成 27 年から 15 年間でトラック運転手が約３割減少するとの予測もある一方で、宅配便取扱個数が過去５年間に約 18%増加するなど増大の一途にある中、共同住宅内における荷さばきを行うための駐車施設が十分に設けられておらず、又は全く設けられていないことにより、路上駐車が		

		交通渋滞を引き起こす原因にもなり得ることや、宅配事業者が当該共同住宅外の駐車場探索その他のコストを要し宅配事業者の生産性に悪影響が生じており、例えば、一部研究では、タワーマンションにおいて車両から搬送先への１往復だけで 30 分程度を要するとする課題が指摘されていることも踏まえ、標準駐車場条例（令和２年９月７日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、あわせて、地方公共団体にその旨を周知する。		

原議保存期間	10年(令和17年３月31日まで)
有効期間	一種(令和12年３月31日まで)

警察庁丁規発第54号、丁交指発第62号
令和７年３月31日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長
各道府県警察本部長
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
殿

駐車許可の運用の見直しにおける留意点について（通達）

駐車許可の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和７年３月31日付け警察庁丙規発第７号ほか。以下「局長通達」という。）により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、「駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直しにおける留意点について」（平成19年２月６日付け警察庁丁規発第19号ほか）及び「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和６年３月22日付け警察庁丁規発第37号）は廃止する。

記

１　審査要領について

(1)　駐車許可の要件

局長通達１に規定する駐車許可の審査を行う際の要件は、次のとおりとすること。

ア　申請日時

次のいずれにも該当する日時であること。

(ｱ)　駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。(1)イ(ｲ)において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

(ｲ)　駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

イ　申請場所

次のいずれにも該当する場所であること。

(ｱ)　道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第45条に基づく駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第２項の規定に基づく無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては同条第１項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(ｲ)　駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ウ　駐車に係る用務

次のいずれにも該当する用務であること。

(ｱ)　公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

(ｲ)　５分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

(ｳ)　法第77条（道路の使用の許可）第１項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

エ　駐車可能な場所の有無

次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

(ｱ)　重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近

(ｲ)　その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね100メートル以内

(2)　審査における留意事項

(1)に定める要件により審査を行い、許可する際の主な留意事項は次のとおりである。

ア　許可日時

(ｱ)　(1)アに関しては、申請場所における一般的な交通状況を基に審査するのではなく、申請時間における交通量その他の具体的な交通状況を確認し、許可の可否を判断すること。

なお、申請時間に、登下校時間帯や交通量が多い時間帯といった、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯が含まれている場合には、当該時間帯を除いた時間に限定して許可するなど、申請に係る具体的な用務、日時を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(ｲ)　用務の性格上、あらかじめ正確に駐車日時を特定することが困難な場合があることに留意し、例えば、

○　貨物集配の開始予定時間から終了予定時間内（Ａ時からＢ時までの間）

○　訪問診療等事業所の業務時間内（Ｃ時からＤ時までの間）

として許可するほか、特に訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応に従事する可能性がある場合には、

○　訪問診療等事業所の業務時間内（Ｃ時からＤ時までの間）及び緊急訪問時として許可するなど、柔軟に対応すること。

なお、訪問診療等の「緊急訪問時」に関しては、看護師等が医師の指示を受け、緊急訪問を行うため使用中の車両は駐車規制からの除外措置の対象ともなることから、申請者の意思に応じて申請させるなど適切に対応すること。

イ　許可場所

(ｱ)　(1)イに関しては、単に駐車車両があることで交通事故が起こる危険性がある、他の車両が車線変更等を行わなければならなくなり、交通流に影響するといった一般的な危険性等を基に判断するのではなく、例えば、車線数や当該場所の交通量を勘案し、駐車を認める余地がないか、当該場所において駐車車両が関係する交通事故が複数発生していないか、駐車に係る取締り要望が多数ある場所ではないか、放置駐車違反取締りに係る取締り活動ガイドラインにおける重点地域又は重点路線に指定されていないか、通学路やキッズゾーンとなっていないか、公共交通機関の定時性を損うこととならないか、普通自転車専用通行帯が整備されて

いたり、自転車の通行量が多かったりする場所ではないか等、交通事故の発生状況、道路構造等から交通の危険性や著しい阻害性の有無を具体的に検討し、許可の可否を判断すること。

なお、申請場所に、交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所が含まれている場合には、(2)ア(ｱ)を勘案したり、周辺に他に許可可能な場所がないか検討したりするなど、申請に係る具体的な用務、訪問先を勘案して、他に申請者の用務に配慮した代替措置がないか検討すること。

(ｲ) 駐車を許可する場所については、駐車に係る訪問先を特定した上で、当該訪問先付近において、(1)イ等の要件から、特定の一地点でしか駐車を許可できない場合を除き、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、貨物車の貨物集配等、その用務に係る地域は定まっているものの、あらかじめ正確に具体的な訪問先を特定することが困難なものに係る許可の申請がなされた場合には、(1)エや、駐車を許可することとなる場所と想定される訪問先との間の距離、移動・運搬する手段、運搬する対象物の種類等を勘案し、その用務を適切に達成させ、かつ、交通の危険性等への影響を最小限にする観点から、必要かつ十分な範囲で、駐車を許可することとなる場所を中心として一定の区域を特定した上で、その区域ごとに、例えば、Ｅ地区に係る集配に関しては、ａ市ｂ町ｃ丁目ｄ番ｅ号先路上、Ｆ地区に係る集配に関してはｆ市ｇ町ｈ丁目ｉ通り上として駐車を許可する場所を指定するなどし、必要に応じて場所ごとに許可時間を定めること。

ウ 駐車に係る用務

(1)ウに関しては、局長通達１にあるように、許可の対象となる用務は特定の用務に限定されるものではなく、貨物集配のみならず、訪問診療、訪問介護等も駐車許可の対象となり得ることから、申請がなされた場合には、その用務の種類にかかわらず、適切に審査すること。

エ 駐車可能な場所

(1)エの路外駐車場等の利用が困難と認められる場合とは、例えば、駐車車両の車幅が駐車場等の駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重量制限を超える場合、駐車場等が混雑し、空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合等実質的に当該駐車場等の利用が困難である場合をいう。

そのため、このような場合には、仮に駐車場等が(1)エ(ｱ)又は(ｲ)の範囲内に存在していたとしても、駐車許可の対象となり得ることに留意すること。

２ 迅速な審査の実施

実際に審査を行う各警察署において、平素から管内の駐車規制、路外駐車場の設置状況、道路交通環境等を把握するほか、過去の許可事例や不許可事例等を蓄積することを通じて、審査を迅速に行うようにすること。

また、申請をしようとする者から事前相談の求めがあった場合には、これを受け付け、許可の要件等を正しく説明するほか、相談の内容では許可することが困難であると認められる場合には、その理由を丁寧に説明するなど、適切に対応すること。

3　手続面の整備

許可に係る手続は、局長通達３(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1)　申請書及び添付書類

許可申請時の申請書は、別添１の様式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は２部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ることとするほか、添付書類に係る留意事項は各書類の項目に記載するとおりである。

その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請については、以下のもののうち、その内容に変更がある書類のみに限ること。

ア　許可を受けようとする車両の駐車場所及び周辺見取図

周辺見取図等の記載に当たっては、

○　必要以上に詳細なものを求めたり、道路幅員や車両の寸法の地図への記入を求めたりしない

○　既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えないこととする

○　複数箇所をまとめて１枚の図に記載することを可能とする

など、申請者の負担軽減を図ること。

イ　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

ウ　当該車両に係る用務を疎明する書面

用務を疎明する書面は、訪問・集配計画書、契約書、資格証等の写し等の既存の書面で差し支えないこととすること。ただし、訪問診療等に関する疎明資料として、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、イで示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

(2)　駐車場所の一括許可等

複数の場所に連続的に駐車することとなる場合には、一申請で複数場所の駐車を一括して許可すること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合には、申請の受理や駐車許可証（以下「許可証」という。）の交付を一の警察署で一括して行うこと。

(3)　駐車日時等を追加する場合の措置

許可期間内に駐車日時又は場所（その双方である場合を含む。以下「駐車日時等」という。）を追加するための申請については、許可された駐車日時等を含む全ての駐車日時等を記載した添付書類を新たに作成し、提出を求めるのではなく、追加する駐車日時等に係る書面を申請書に添付することで差し支えないこととすること。

(4)　駐車許可の有効期間及び申請期限

反復継続的な用務に使用する車両に係る許可証の有効期間については、許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合や、当該用務が短期間である場合等の例外的な場合を除き、原則として１年以上とすること。

また、申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合について、申

請の受理や許可証の交付を一の警察署で一括して行うときも、申請期限は原則として１週間前とすること。

(5)　許可証の交付

提出された申請書のうちの１部に許可日等の必要事項を記載したものを許可証とし、交付すること。

交付した許可証（許可場所等が複数あるために別紙を用いた場合には、駐車しようとする許可場所等が記載された別紙を含む。）は、当該許可証を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(6)　許可証の再交付申請等

ア　再交付申請

許可証の再交付申請に係る申請書は、別添２の書式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ　記載事項変更届出

許可証の記載事項変更に係る届出書は、別添３の書式を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ　廃棄

駐車許可期間の満了、駐車許可の取消し等により、交付された許可証が不要となった場合には、許可証を交付された者にこれを廃棄させること。ただし、交付された者が不要となった許可証を警察署へ持参した場合には、管轄を問わず、これを受け取り、廃棄すること。

(7)　緊急対応に係る駐車許可申請窓口の整備等

訪問診療、訪問看護、訪問介護等において、人の生命、身体に関わる緊急対応のため、許可済みの許可日時ではない時間帯における駐車許可の申出がなされることが想定される。こうした事態に備え、宿直執務室に駐車許可対象一覧を備え付けるなど、夜間等においても緊急用務であることを踏まえた迅速な審査が行われるよう環境を整備すること。

また、夜間や緊急対応窓口を設定した警察署等においては、交通部門以外の警察職員にも、夜間や緊急時の対応が可能であることを確実に周知した上で、当該取扱いがあった際は不適切な対応をすることのないよう、その手続要領に係る教養等を徹底すること。

４　道路使用許可との関係

駐車許可を受けずとも、法第77条の道路使用許可によっても、その許可の範囲内で駐車が禁止されている場所における駐車が可能となる。

道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度である。

この点、道路の本来の用途は、人や車が通行することであり、車は人の移動又は物の輸送に用いられるものであることを踏まえ、

○　車両に装備されているクレーンを使用する、レントゲン車を用いて健康診断を行うなど、車両を用具、設備等として使用するために継続的な停止を要する場合

には、道路使用許可で対応

○　上記以外の、人の乗降や貨物の積卸（これらのために車両を離れることを含む。）のために継続的な停止を要する場合には、駐車許可で対応

すること。

5　申請手続等の周知

駐車許可に関し、どのような場合が許可の対象となり得るかや、駐車許可に係る申請の要領については、各都道府県警察ウェブサイトへ掲載するほか、自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

また、３(7)に係る対応についても、申請窓口の設置場所、申請方法、申請に必要な伝達内容や必要書面の送付方法、許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周知を確実に行うこと。

6　許可証の不正使用事案等への厳正な対処

局長通達３(2)に規定する許可証の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、許可証が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に許可条件等の遵守状況を確認したりするなど、許可証の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該駐車許可の取消しや車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

7　その他

(1)　駐車許可は、各都道府公安委員会が定めた都道府県公安委員会規則等に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、都道府県警察本部は、警察署との連携を密にし、不許可事例をはじめとする警察署における駐車許可に係る対応を適切に把握し、必要な指導を行うこと。

(2)　訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応しているところ、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、本通達の趣旨を踏まえた合理化及び簡素化を図り、申請者の負担の軽減に努めること。

(3)　本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。

(4)　本通達に基づく運用は、都道府県公安委員会規則等の改正も含めて令和７年７月１日までに実施すること。

別添１

駐車許可申請書

年　　月　　日

警察署長　殿

住所（所在地）

申請者　氏名（名称）

電話

番号標に表示されている番号	
許可を受けようとする日時期間	
許可を受けようとする場所	
許可を受けようとする理由	

第　　号

駐　車　許　可　証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条　件	

年　　月　　日

警　察　署　長　　印

備考　１　申請者は太枠内を記入すること。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別添２

駐車許可証再交付申請書 年　　月　　日 警察署長　殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別添３

駐車許可証記載事項変更届 年　　月　　日 警察署長　殿	
住所（所在地）	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
許可証番号	
許可証交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

原議保存期間	10年(令和17年３月31日まで)
有効期間	一種(令和12年３月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長　殿
（参考送付先）
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁規発第55号、丁交指発第63号
令和７年３月31日
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局交通指導課長

駐車規制からの除外措置の運用の見直しにおける留意点について（通達）

駐車規制からの除外措置の運用の見直しについては、「駐車許可及び駐車規制からの除外措置の運用の見直しについて（通達）」（令和７年３月31日付け警察庁丙規発第７号ほか。以下「局長通達」という。）により、その基本的な考え方が示されたところであるが、その推進上の留意点は下記のとおりであるので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

記

１　対象となる車両の例

局長通達２(1)から(3)までに示された車両の例は、次のとおりである。

(1)　緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもののうち、

ア　当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの。

（例）　緊急用務に使用中の緊急自動車、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両、秘匿捜査に使用中の車両等

イ　アに掲げる車両の用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの。

（例）　警察車両が随伴する車両、警察活動に伴い停止を求められている車両等

(2)　道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のもののうち、当該用務に従事することが明らかなもの。

（例）　道路の維持作業に使用中の道路維持作業用自動車、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車であって、当該目的のための使用中の車両等

(3)　(1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両であって、都道府県公安委員会から交付を受けた駐車禁止規制、時間制限駐車区間規制及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間規制に係る除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を掲出しているもの。

（例）　医師が緊急往診のために使用中の車両、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両、助産師が直ちに妊産褥（じょく）婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両、専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配に使用中の車両等

(4)　身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で除外標章を掲出しているもの及び患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使用中であり、かつ、除外標章を掲出しているもの。

(例)　歩行が困難な身体障害者本人が使用中の車両、患者輸送車、車いす移動車等

2　除外標章交付対象

(1)　１(1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、１(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両並びに１(4)に規定する「患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両」

これらの対象車両については、車両番号を特定し、車両ごとに除外標章を交付するものとする。

(2)　１(4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両」

これらの車両に掲出するための除外標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。この場合、１(4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」とは、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（昭和45年３月31日付け自治府第31号）及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（平成９年３月27日付け障第125号）に示された税の減免の対象等に鑑み、原則として、次に掲げる者をいうものとする。

ア　身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第１号表の２に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		１級から３級までの各級及び４級の１	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		２級及び３級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		３級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		１級から４級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		１級から３級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	―

運動機能障害	移　動 機　能	１級から２級までの各級	――
心臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		１級及び３級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		１級から３級までの各級	――
肝臓機能障害		１級から３級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

イ　療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第３・１(1)に定める重度の障害を有するもの

ウ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第６条第３項に定める１級の障害を有するもの

エ　小児慢性特定疾病児童手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている者

３　手続面の整備

除外標章に係る手続は、局長通達３(1)を踏まえ、以下のとおり対応すること。

(1)　申請書及び添付書類

除外標章交付申請時の申請書は、別添１の書式を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は２部とし、新規申請時の添付書類についても、以下のものに限ること。

ア　用務に基づく除外指定車に係る申請の場合

(ｱ)　当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(ｲ)　当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証等の写しといった、既存の書面で差し支えないこととすること。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、(ｱ)で示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

イ　身体障害者等で歩行が困難な者に係る申請の場合

(ｱ)　除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

(ｲ)　除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

(2)　有効期間

３年以内とすることを原則とする。

(3)　除外標章の様式等

除外標章の様式については、別添２を参照のこと。

交付した除外標章は、当該除外標章を使用して車両を駐車する間は、見やすい箇所に掲出させること。

(4)　除外標章の再交付等

ア　再交付申請

除外標章の再交付を申請する場合における申請書は、別添３の様式を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ　記載事項変更届出

除外標章の記載事項を変更する場合における届出書は、別添４の書式を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

ウ　返納

除外標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された除外標章が不要となった場合には、除外標章を交付された者にこれを返納させること。この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

４　申請手続等の周知

駐車規制からの除外措置に係る申請の要領については、各都道府県警察ウェブサイトへ掲載するほか、自治体等を介するなどの方法により、対象となる事業者等への周知を図ること。その際、申請様式を活用した記載例を示したり、必要な添付書類についても具体的な名称を明記したりするなど、申請者にとって分かりやすいものとなるよう工夫すること。

５　除外標章の不正使用事案等への厳正な対処

局長通達３(2)に規定する除外標章の不正使用事案等の違法行為の取締りに当たっては、除外標章が駐停車禁止場所、無余地駐車となる場所等において効力を有するものでないことに留意すること。

また、平素から、駐車監視員との連携を強化したり、駐車苦情の取扱い等の状況を整理したり、街頭活動の際に除外標章の使用条件等の遵守状況を確認したりするなど、除外標章の不正使用事案の端緒把握に努め、不正使用事案を認知した場合には、積極的に、当該放置駐車を下命・容認した使用者も含め、検挙措置を図るとともに、当該除外標章の返納命令や車両の使用制限命令の適用を検討するなど、厳正に対処すること。

６　その他

(1)　駐車規制からの除外措置は、各都道府県公安委員会が定めた都道府県公安委員会規則等に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、本通達の趣旨について第一線職員に至るまで十分に理解を浸透させるとともに、都道府県警察本部は、警察署との連携を密にし、不許可事例をはじめとす

る警察署における除外標章の交付に係る対応を適切に把握し、必要な指導を行うこと。

(2)　本通達で示した以外の事項についても、申請者の負担軽減等の観点から、関係者の意見要望や各都道府県警察の実情を踏まえつつ、より一層の合理化及び簡素化を図ること。

(3)　本通達に基づく運用は、都道府県公安委員会規則等の改正も含めて令和７年７月１日までに実施すること。

別添１

除外標章交付申請書 年　　月　　日 公安委員会　殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
番号標に表示されている番号	
除外を受けようとする期間	
除外を受けようとする区間	
除外を受けようとする理由	□ 以下の公安委員会が定める業務に使用する □ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別添２

標章表面の様式例

駐車禁止除外指定車

番　号　　第　　号

発行日　令和　　年　　月　　日

○○○○○使用中　※１

車両番号

号　※２

その他、この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両　※３

運転者の連絡先/用務先

別紙のとおり　※４

有効期限　令和　　年　　月　　日　ま で

公安委員会　印

※１　「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章については、「歩行困難者使用中」と記載する。この他の場合には、標章の交付を受けた用務等に応じて、「緊急往診使用中」等、具体的な用務のため使用中であることが分かるよう記載する。

※２　あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する。（特に必要があると認められる場合は、複数台記載することができる。）

※３　「身体障害者等で歩行が困難な者」の使用に係る標章以外のものについては、当該記載を二重線で抹消する。

※４　当該車両の移動が必要となるときのために、運転者の連絡先又は用務先を別紙に記載して、標章とともに掲出させる。

標章裏面の様式例

注意事項

1　この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※　次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第４４条第１項及び同法第７５条の８第１項）
- 法定駐車禁止場所の駐車（道路交通法第４５条第１項各号及び第２項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第４７条及び４９条の３第３項）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第１１条第１項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第１１条第２項）

2　この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3　この標章を使用する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出して下さい。

4　現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5　この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6　次の場合は、この標章（(2)の場合は発見した標章）を速やかに返納して下さい。

(1)　有効期限が経過したとき。

(2)　再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3)　使用する必要がなくなったとき。

□　被交付者等　※

住所　　氏名

※　法人については当該法人の所在地及び担当所属を記載する。

別添３

除外標章再交付申請書 年　　月　　日 公安委員会　殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
再交付申請の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

別添４

除外標章記載事項変更届 年　　月　　日 公安委員会　殿	
住所（所在地）	
ふりがな	
氏名（名称）	
電話番号 その他の連絡先	
標章の名称	
標章番号	
標章交付年月日	
変更の内容	
変更の理由	
備考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。